

文部科学省の  
担当者が中心となって執筆した  
実務家のための唯一のコンメンタール！

# 原子力 損害賠償法 コンメンタール

原子力損害賠償法  
コンメンタール

野村 豊弘 / 道垣内 正人 / 豊永 晋輔 編著

第一法規

野村豊弘 / 道垣内正人 / 豊永晋輔 編著  
A5判 / 404頁  
定価：6,600円(本体：6,000円+税10%)

## 本書の特長

- ◆ 法改正の審議・起案に関わった執筆陣が、法律制定・改正の趣旨を踏まえ、条文を正しく解釈することに主眼を置いて解説
- ◆ 法律解釈、運用で押さえておくべき条約などにも触れながら詳解



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# Contents

## 我が国における原子力損害賠償制度の背景及び経緯

### 原子力損害の賠償に関する法律

- 第1章 総則
- 第2章 原子力損害賠償責任
- 第3章 損害賠償措置
  - 第1節 損害賠償措置
  - 第2節 原子力損害賠償責任保険契約
  - 第3節 原子力損害賠償補償契約
  - 第4節 供託
- 第4章 国の措置
  - 第4章の2 損害賠償の円滑な実施のための措置
    - 第1節 損害賠償実施方針
    - 第2節 特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け
- 第5章 原子力損害賠償紛争審査会
- 第6章 雑則
- 第7章 罰則
- 附則

### 原子力損害賠償補償契約に関する法律

### 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法

### 原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)

#### 我が国における原子力損害賠償制度の背景及び経緯

#### ◆ 我が国における原子力損害賠償制度の背景及び経緯

我が国における原子力損害賠償制度の背景及び経緯は、以下のとおりの変更を経てきた(比較的軽微な改正を除く。)

#### 1 我が国における原子力利用の進展と原子力損害賠償制度の整備\*1

日本においては、昭和30年に、原子力3法と呼ばれる原子力に関する基本的な法律(原子力基本法(昭和30年法律186号)、原子力委員会設置法(昭和30年法律188号)及び総務府設置法の一部を改正する法律(昭和30年法律187号)\*2)が制定され、原子力行政の基本が整備された\*3。

そして、第三者が被った原子力損害の賠償責任の問題について、昭和33年に原子力委員会に設置された原子力災害補償専門部会(部会長 我妻東京大学名誉教授)において検討がなされた。専門部会では、1年間の審議を経て、昭和34年12月に原子力委員会に答申がなされたが、①賠償責任については無過失責任とし、免責は異例な事由に限定し、責任は原子力事業者に集中し、損害の発生について責任のある者に対する求償権の行使は故意または重過失のある場合に限ること、②原子力事業者に責任保険等を中心とする損害賠償措置を強制することとし、このために民間の責任保険に対して必要な規制を行うこと、③責任保険で補填できない損害については、国が補償する

原子力損害が生じた場合には、①賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、②賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、③賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、④賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑤賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑥賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑦賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑧賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑨賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑩賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑪賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑫賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑬賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑭賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑮賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑯賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑰賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑱賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑲賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、⑳賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉑賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉒賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉓賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉔賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉕賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉖賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉗賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉘賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉙賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉚賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉛賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉜賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉝賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉞賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㉟賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊱賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊲賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊳賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊴賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊵賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊶賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊷賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊸賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊹賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊺賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊻賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊼賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊽賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊾賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、㊿賠償責任の調査、損害賠償に関する紛争の処理を行うこと、

\*1 日本における原子力利用の進展と原子力損害賠償制度の整備に関する経緯については、以下の記述については、

2

### 第5章 原子力損害賠償紛争審査会

#### (原子力損害賠償紛争審査会)

第18条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会(以下この章において「審査会」という。)を置くことができる。

- 審査会は、次に掲げる事務を処理する。
  - 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。
  - 原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること。
  - 前二号に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと。
- 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

#### ◆ 第1項について

##### 趣旨

本項は、相当因果関係や損害額等の判断の困難や多数の被害者の同時発生といった原子力損害の特徴が際立って、賠償請求に係る交渉や裁判の負担が被害者に過度なものとならないよう、行政による特別の裁判外紛争解決手続を提供するとともに、そうした個別の紛争処理の前段階において多数の紛争の自主的な解決を促進するため、文部科学省に法学、医学、原子力工学等の専門家からなる審査会を臨時的に設置することができることとしたものである。審査会の具体的な業務については、第2項の解説を参照。

145

詳細・お申し込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

| 書名                       | 価格                       | 部数 |
|--------------------------|--------------------------|----|
| 原子力損害賠償法コンメンタール [071373] | 定価 6,600円(本体6,000円+税10%) | 部  |

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

|   |  |   |
|---|--|---|
| *代金引換手数料について<br>一回あたりのご購入金額<br>(商品の税込価格+送料)の合計が | 1万円以下の場合、330円(税込)<br>3万円以下の場合、440円(税込)<br>10万円以下の場合、660円(税込) | *送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者<br>に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用<br>いただけません。 |
|---|--|---|

年 月 日

|      |      |        |   |   |
|------|------|--------|---|---|
| 〒    | ご住所  | TEL    | — | — |
| 〒    | 事務所名 | E-mail | — | — |
| フリガナ | ご氏名  | TEL    | — | — |
| フリガナ | ご氏名  | E-mail | — | — |

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎ FAX.0120-302-640

書店印

原賠法コメ(071373) 2022.3 BP